



2024年10月1日

各位

会社名 株式会社モダリス
 代表者名 代表取締役 CEO 森田 晴彦
 (コード: 4883、東証グロース)
 問合せ先 執行役員 中島 陽介
 (TEL. 03-6231-0456)

第三者割当により発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間転換・行使状況に関するお知らせ

当社が2024年8月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）並びに第14回新株予約権及び第15回新株予約権（以下、それぞれを「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）に関する、2024年9月における月間転換・行使状況について、以下のとおりお知らせいたします。

I. 月間転換・行使状況

(1) 本新株予約権付社債

1. 銘柄名	株式会社モダリス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 対象月間の交付株式数	3,766,074株
3. 対象月間中に転換された額面総額及び発行総額に対する転換比率	367,500,000円 (発行総額 700,000,000円に対する割合 52.5%)
4. 前月末時点における未行使残存額	577,500,000円
5. 対象月の月末時点における未行使残存額	210,000,000円

※発行総額に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 対象月間における転換状況

転換日	交付株式数		転換価額 (円)	転換額面総額 (千円)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
9月2日(月)	—	—	106.3	—
9月3日(火)	1,892,814	—	101.7	192,500
9月4日(水)	—	—	98.0	—
9月5日(木)	—	—	95.2	—
9月6日(金)	—	—	92.5	—
9月9日(月)	985,360	—	88.8	87,500
9月10日(火)	—	—	89.7	—
9月11日(水)	—	—	89.7	—
9月12日(木)	205,640	—	85.1	17,500
9月13日(金)	—	—	85.1	—

9月17日(火)	—	—	85.1	—
9月18日(水)	—	—	112.8	—
9月19日(木)	682,260	—	102.6	70,000
9月20日(金)	—	—	99.9	—
9月24日(火)	—	—	93.4	—
9月25日(水)	—	—	94.3	—
9月26日(木)	—	—	87.8	—
9月27日(金)	—	—	86.9	—
9月30日(月)	—	—	86.0	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：45,789,672株〔うち自己株式数：63株〕

(2) 本新株予約権

1. 銘柄名	株式会社モダリス第14回新株予約権	株式会社モダリス第15回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数	7,098,000株	0株
3. 対象月間中に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	70,980個 (発行総数175,000個に対する割合：40.6%)	0個 (発行総数75,000個に対する割合：0.0%)
4. 前月末時点における未行使新株予約権数	175,000個(17,500,000株)	75,000個(7,500,000株)
5. 対象月の月末時点における未行使新株予約権数	104,020個(10,402,000株)	75,000個(7,500,000株)

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 対象月間における行使状況

(1) 第14回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
9月2日(月)	—	—	106.3	—
9月3日(火)	—	—	101.7	—
9月4日(水)	—	—	98.0	—
9月5日(木)	—	—	95.2	—
9月6日(金)	—	—	92.5	—
9月9日(月)	800,000	—	88.8	8,000
9月10日(火)	—	—	89.7	—
9月11日(水)	—	—	89.7	—
9月12日(木)	—	—	85.1	—
9月13日(金)	—	—	85.1	—
9月17日(火)	598,000	—	85.1	5,980
9月18日(水)	4,100,000	—	112.8	41,000
9月19日(木)	1,600,000	—	102.6	16,000
9月20日(金)	—	—	99.9	—

9月24日(火)	—	—	93.4	—
9月25日(水)	—	—	94.3	—
9月26日(木)	—	—	87.8	—
9月27日(金)	—	—	86.9	—
9月30日(月)	—	—	86.0	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：45,789,672株〔うち自己株式数：63株〕

(2) 第15回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
9月2日(月)	—	—	136.3	—
9月3日(火) ～9月5日(木)	—	—	116.0	—
9月6日(金) ～9月10日(火)	—	—	103.3	—
9月11日(水) ～9月13日(金)	—	—	96.6	—
9月17日(火) ～9月19日(木)	—	—	92.0	—
9月20日(金) ～9月25日(水)	—	—	113.6	—
9月26日(木) ～9月30日(月)	—	—	99.3	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：45,789,672株〔うち自己株式数：63株〕

II. 転換・行使制限に関する状況(上場規程第434条に基づく転換・行使制限の遵守状況)

① すべての回数を合算した交付株式数	② 発行の払込日時点における上場株式数	③ 転換・行使制限に係る転換・行使比率(①/②)
10,864,074株	44,823,757株	24.2%

※①の株式数は本新株予約権付社債転換による3,766,074株と本新株予約権行使による7,098,000株を合算したものです。また、転換・行使制限に係る転換・行使比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

III. 行使制限の超過について

当社は、EVO FUNDとの間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権付社債を転換することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債の払込日時点である2024年8月23日における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権付社債の転換価額が発行決議日(2024年8月7日)の終値である100円以上の場合、上記の制限を超えて転換できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて新株予約権付社債の転換がなされたものです。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年8月7日付当社プレスリリース「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第12回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)、第14回新株予約

権（行使価額修正条項付）及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上